

「働き方改革」で過労死はなくなるか ～労働現場の取材から～

第1章 デイ・セント・ワーク——4

第2章 労働現場の実態——13

第3章 若者の苦境——29

第4章 なぜ長時間労働が死を招くのか——43

第5章 この国の現状——54

第6章 過労死を防ぐために——63

過労死、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、長時間労働、残業代の未払い、不当解雇……。労働に関するニュースが毎日のように新聞やテレビで報じられ、ネット上ではさまざまな意見が交わされる。

とりわけ、過労死が注目されている。政府が働き方改革を進める中で、電通の新入社員高橋まつりさん（当時24歳）の自殺が労災として認定されたことが波紋を広げた。その後も東京五輪メインスタジアムの新国立競技場で建設工事に従事していた男性新入社員（当時23歳）の過労自殺や、NHK記者の佐戸未和さん（当時31歳）の過労死など次々と痛ましい報道が続いている。

しかし、過労死は今に始まったことではない。1980年代、弁護士らが全国で電話相談「過労死110番」を実施。このころから「過労死」という言葉が知られるようになった。ビジネスマンが現れ、勢いのある音楽とともに「24時間戦えますか」と歌うCMが流行したところだ。それから30年たったが、一向に労働環境はよくなっていないし、私たちの社会はこの現状を反省していないのではないだろうか。

高橋まつりさんの過労自殺が報道された後、ツイッター上で、こんな発言があった。「月当たり残業時間が100時間を越えたくらいで過労死するのは情けない。自分が請け負った仕事をプロとして完遂するという強い意識があれば、残業時間など関係な

い」。これを書いた元ビジネスマンの大学教授は、その後謝罪しているが、こうした空気感があるのもまた事実なのだろう。

バブル崩壊以後、労働環境は長時間労働だけでなく、より陰湿になっているように思えてならない。パワーハラ、いじめ・嫌がらせが横行。「サービス残業」といったソフトな言葉で、長時間労働が隠蔽されている。

本来、労働とは生活の糧を得て、暮らしを豊かにするもの。それなのに、労働が生活の大半を占め、中には家に持ち帰ってまで続けなければならない実態もある。

これまで長時間労働でうつを発症した労働者や、家庭を崩壊させてしまった人、過労死で家族を失った遺族らを取材してきた。真面目で几帳面、会社や周りの人に迷惑をかけてはいけない、上司の期待に応えないといけない、と思ってきた人たちだ。

こうした真面目な労働者を守らなければ、私たちの将来はない。長時間労働を是正し、仕事と生活を調和させる仕組みづくりが急務だ。高齢社会を迎え、介護を抱える人たちも増えてくるはずだ。「滅私奉公」の労働に対する考え方、労働観が変わらなければ、この30年に大きな変化がなかったのではないか。高品質、高サービスを維持しながら、どう労働時間を短縮していくか。直面している大きな課題だ。

本書は、過労死で家族を亡くした人たちの思いを中心に書き込んでいる。彼らの思いに耳を傾け、これからの働き方を考える一助になることを願っている。

第1章 デイリースেন্ট・ワーク

■ 過労死の現状

過労死が後を絶たない。過労死は日本の特異な労働環境を象徴しており、国際的な批判もある。

2017年11月、共同通信社は「国際通貨基金（IMF）が発表した日本の労働環境に関する提言で、後を絶たない『過労死』を問題視し、残業抑制を求めた」というワシントン発の記事を配信した。記事によると、提言は日本の正社員は頻繁に長時間労働を要求され、残業代が支給されないことがあるとし、働きすぎで死に至ることを「KAROSHI（過労死）」と紹介している。残念なことだが、端的に日本の現状を示している。では「過労死」とは一体、何なのか。

2014年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」は「過労死等」を次のように定義づけている。

- ①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
 - ②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
 - ③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害
- つまり、心筋梗塞や脳出血などで死亡した労働者が労災として認定されたり、うつ病など

を発症し、または自殺に結びついた労働者が労災認定されたりしたケースを示している。労災認定されたケースだけを「過労死等」としてよいのだろうか。それはあまりにも過小評価ではないかと思うが、それは後に述べたい。2016年度の「脳血管疾患・心臓疾患」「精神障害」の労災認定状況は△▽の通りだ。請求件数で見れば計2411件、労災として認められた支給決定件数で見れば758件。この数字には国家公務員や地方公務員の過労死は含まれていない。

2017年11月、神戸市内で開催された過労死等防止対策推進シンポジウムで、このデータの兵庫県分をもとに厚生労働省兵庫労働局労働基準部の監督課長が興味深い示し方をした。

兵庫県内で「過労死等」と認められた労働者の数は36人。これをもとに、過労死等と認められる確率を算出すると「6万分の1」。さらに兵庫県内で勤

労災認定の状況

精神障害の労災補償状況

	2012年度	13年度	14年度	15年度	16年度
請求件数	1,257	1,409	1,456	1,515	1,586
支給決定件数	475	436	497	472	498
認定率(%)	39.0	36.5	38.0	36.1	36.8

脳・心臓疾患の労災補償状況

	2012年度	13年度	14年度	15年度	16年度
請求件数	842	784	763	795	825
支給決定件数	338	306	277	251	260
認定率(%)	45.6	44.8	43.5	37.4	38.2

※認定率は、支給決定件数を、不支給を含む決定件数で除した数

出所：厚生労働省

<図1>